

掲示期間 8.29～9.7

新潟市水道局契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年8月29日

新潟市水道事業管理者

水道局長 長井 亮一

新潟市水道局管理規程第3号

新潟市水道局契約規程の一部を改正する規程

新潟市水道局契約規程（昭和59年新潟市水道局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第26条中「第21条の14第1項第1号」を「第21条の13第1項第1号」に改める。

第26条の2（見出しを含む。）中「第21条の14第1項第3号」を「第21条の13第1項第3号」に改める。

第33条第5号中「第21条の14第1項第1号から第3号及び第5号企業法施行令第21条の14第1項第1号から第3号及び第5号」を「第21条の13第1項第1号から第3号及び第5号」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の新潟市水道局契約規程の規定は、令和6年4月1日から適用する。